

## 新居浜工業高等専門学校新任教員学内研修実施要領

平成17年4月26日要領第1号

(趣旨)

第1条 新規に採用された教員に対し、高等専門学校の教員としての基本的な業務に習熟し、学校運営全体について理解を深めるための実践的な研修を計画的に実施し、新居浜工業高等専門学校の教員としての資質の向上を図ることを目的とする。

(研修期間)

第2条 研修期間は、赴任後1年間とする。

2 研修は、研修計画に基づき、年間を通じて計画的に実施するものとする。

(研修の種類及び実施方法)

第3条 研修は、基礎研修、集合研修及び個別研修よりなる。

(1)「基礎研修」は、研修初期の段階において学校運営の理解のために行う研修で、校長、3主事及び事務部長が行うものをいう。

(2)「集合研修」は、教育指導、生活指導、学級経営等特定のテーマを設け、ワークショップ等の形式で行う研修で、FD研修として学校として実施するものをいう。

(3)「個別研修」は、できる限り実践的、体験的な内容で行う実務研修で、学科・科が研修方針に基づき、個々の教員ごとに企画・実施するものをいう。

2 基礎研修及び集合研修の実施計画は、総務課が作成し、校長の承認を得て実施するものとする。

3 個別研修の実施計画は、教員の希望も踏まえ、下記「研修項目・研修メニュー例」を参照し、当該所属学科・科が作成し、校長の承認を得るものとする。

4 研修の総括責任者は、新任教員の所属学科の学科・科主任とする。研修の総括責任者は、研修計画をとりまとめ、研修が円滑にいくよう日常業務との調整を図るとともに、研修に関し新任教員の相談に応ずる。その際、研修ができるだけ幅広いものとなるよう十分配慮するものとする。

5 個別研修の実施に当たって、関係委員会・関係者は積極的に協力するものとする。

6 校長は、定期的に研修実施状況等について、新任教員と懇談するものとする。

7 新任教員は、研修期間終了後、速やかに研修実施報告書を作成し、研修総括責任者に提出する。研修総括責任者は、研修成果についてコメントを付した上で、校長に提出するものとする。

(実施すべき研修項目及び研修メニュー例)

第4条 実施すべき研修項目及び研修メニュー例は次のとおりとする。

(1) 教務関係

① 授業計画

ア シラバスの意義

イ シラバスの作成方法

② 授業内容・方法

- ア 授業の参観（専門，一般，数理）
- イ 公開研究授業の実施
- ウ インターンシップ・卒業研究等発表会への参加
- エ 人権教育等研修参加

③ 授業の自己点検・評価

- ア 学生の評価アンケートの実施
- イ 教員との意見交換会

④ 教育経験交流

- ア 高専教育フォーラム参加
- イ 中学校及び高等学校の授業参観

(2) 学級経営関係

- ① 学級経営研修
- ② 進路指導研修
- ③ 保護者懇談会・学年行事等参加

(3) 生活指導関係

- ① 校内校外巡回指導
- ② 校則違反学生への指導参加
- ③ 学生カウンセリング研修

(4) 課外活動関係

- ① 部活動指導教員基礎研修（指導教員としての心得など）
- ② 校外引率指導研修
- ③ 高専間連携学生行事参加（ロボコン，総合文化祭など）

(5) 寮指導関係

- ① 寮当直研修
- ② 寮の各種行事参加（学年集会，寮祭など）

(6) 地域貢献関係

- ① 地域の企業訪問
- ② 産学交流行事参加研修
- ③ 産業支援機関訪問

附 則

この要領は，平成17年4月26日から施行し，平成17年4月1日から適用する。